

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－１０ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－４－１０－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－４－１０－４－４－２ 農中（農中法施行規則第 112 条第 5 号二、第 113 条第 3 号ハ、第 116 条第 1 項及び第 2 項関係）【農中】</p> <p>（１）～（２）（略）</p> <p>（３）定量的な開示事項</p> <p>①～⑥（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（以下略）</p>	<p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－１０ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－４－１０－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－４－１０－４－４－２ 農中（農中法施行規則第 112 条第 5 号二、第 113 条第 3 号ハ、第 116 条第 1 項及び第 2 項関係）【農中】</p> <p>（１）～（２）（略）</p> <p>（３）定量的な開示事項</p> <p>①～⑥（略）</p> <p>⑦農中法自己資本開示告示第三条第五項第一号の額を直前に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える場合については、農中法自己資本開示告示第三条第五項に規定する定量的な開示事項について、バーゼル銀行監督委員会が公表するグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の選定指標に係るインストラクションに従い、適切に開示しているか。</p> <p>（以下略）</p>